記者説明会資料

平成 21 年 1 月 8 日

独立行政法人国民生活センター

店舗のトイレで幼児が手洗い時にやけど
―貯湯式電気温水器から高温の湯が！―

店舗のトイレに設置されている洗面台から出た湯で、2 歳 11 ヶ月の男児がやけどを負う事故が発生した。貯湯式と呼ばれる電気温水器（※1）から出た高温の湯によるやけどで、当該店舗以外の公衆が出入りする施設・場所（以下、「公衆出入場所」）にも多く設置されている。そこで、事故の再発防止の観点から情報提供する。

（※1）JIS C9335-2-21　貯湯式電気温水器の個別要求事項によれば、貯湯式温水器は、水を容器に貯蔵し加熱する固定式温水器で、温度を制御する部品を含む。

【事故事例】

両親に連れられてワインの専門店に買い物に来ていた 2 歳 11 ヶ月の男児がトイレを使用した。父親が男児を抱きかかえて混合水栓のレバーを上げたところ、手を差し出していた男児が「イタイ！」と叫んだため、父親が確かめると高温の湯が出ていた。男児は両手に 2 度のやけどを負った。混合水栓のレバーには、どちら側に回せば湯が出るのかの表示がなかった。トイレの洗面台からこのような高温の湯が出るのは危険だ。

（事故発生年月：2008 年 12 月、受傷者：2 歳 11 ヶ月　男児、東京都）

製造者：TOTO 株式会社

製品名：湯ぽっと 12（小型電気温水器）

型　式：RE　12SA（N）

【事故現場の写真】（当センター撮影）

１）事故のあった洗面台（化粧板を外した状態）

２）トイレ入り口（右の黄色貼紙が注意書き）

【ヒアリング結果】

当該店舗を調査したところ、設定温度 85℃のみの住宅用の電気温水器が、店舗のトイレという公衆出入場所で使われていた。なお、この事故品を設置した当時、30℃～75℃で温度調節が可能な公衆出入場所用の電気温水器も製造・販売されていた。事故後にメーカーが測定したところ、湯水混合水栓（※2）を湯側に全開した状態で出てきた湯温は最高 88℃であった。メーカーによれば、85℃±5℃は許容範囲であり、沸かしあげた直後は多少高温になる傾向があるという説明があった。また、湯水混合水栓の湯と水を見分ける表示が消えており、判別できない状態であった。

事故同型品は 1995 年～2002 年まで販売を行い、計 8 万 8,000 台が出荷されたが、このうちどれぐらいが公衆出入場所に設置されているのかは不明である。なお、現在は設定温度が 60℃若しくは 85℃のいずれかを選べる製品を製造・販売し、85℃のみの製品は製造中止になっている。

（※2）JIS B0100　バルブ用語によれば、ハンドル操作によって、湯と水が混合して吐水する給水栓。

【問題点】

１）事故後、メーカーは、事故が起きた電気温水器に設定温度を 42℃に変更する部品を取り付け、表示が消えていた湯水混合水栓を取り替えた。

しかし、メーカーは、

①公衆出入場所に住宅用の電気温水器が使われていた

②混合水栓の表示が消えているなど、施設管理上の不備があった

③保護者が湯温を確認しなかったなど、不注意が見受けられる

ことから、製品側には問題がないと判断し、現在、事故同型品を使用している施設等への対応策を取ろうとしていないこと。

２）当該店舗は、客や従業員から高温の湯が出るという指摘を受け、トイレ入り口および洗面台近くに、高温の湯が出る旨の注意書きを貼付していたが、製品を交換するなどの抜本的な対策を講じなかったことはもとより、メーカーへの問い合わせ等すらしていなかったこと。

３）事故品と同タイプの貯湯式電気温水器を製造・販売しているメーカー数社に確認したところ、設置場所、設定温度、使用している水栓等の実態は把握していないこと。

【事業者への要望】

消費者基本法第 5 条には、事業者は消費者の安全を確保することが責務として規定されている。メーカーおよび公衆出入場所の管理事業者は、事故の再発防止のための是正措置を速やかに実施すべきである。

１）メーカーに望むこと

貯湯式電気温水器は、

①水を貯めて温めておく

②湯を利用すると新たな水が補給される
③その水をまた温めて貯めておく
といった仕組みとなっている。そのため、水が補給された直後は湯温が下がり、必ずしも常に高温の湯が出るわけではないが、本件事故品の検証から分かるように、設定温度より高い湯が出ることもある。家庭内で貯湯式電気温水器を使用している場合、高温の湯に触れた体験があれば注意を払うと思われるが、不特定多数が利用する公衆出入場所では、これほどの高温の湯が出るとは想定しにくい。

メーカーは、公衆出入場所には高温の湯が出ないタイプの製品の設置を、関係事業者に徹底するべきである。

また、製品の取扱説明書には湯温への注意等が記載されていることが一般的だが、本件事故を受けて、メーカーは公衆出入場所の管理事業者に対し、改めて貯湯式電気温水器の安全点検を呼びかけるべきである。

２）公衆出入場所の管理事業者に望むこと

事故同型品に限らず、貯湯式電気温水器を使用している公衆出入場所の管理事業者は下記の点について対応すべきである。

・給湯設備のタイプを確認すること。
・貯湯式電気温水器を使用している施設では設定温度を確認し、危険のない温度にすること。設定温度を下げられない場合、メーカーや施工業者に相談すること。
・湯水混合水栓のタイプによっては高温が出る場合があるので、やけど防止のため、高温が出ないようなタイプの水栓に換えること。

【消費者へのアドバイス】

湯が出る給水設備は便利であるが、湯温に注意して使用すること。